決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第３６号
千葉県千葉市美浜区磯辺２丁目５番１号
再生債務者　石原鋼業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月18日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年８月28日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年８月20日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年８月14日
平成24年７月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第４２号
奈良県生駒市鹿ノ台西２丁目９番地７
再生債務者　新生グラビア株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年８月７日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年７月30日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年７月24日
平成24年７月２日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第８号
千葉県八千代市ゆりのき台４丁目16番地10
再生債務者　尾形　源祐
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再）第９７号
東京都中央区日本橋人形町３丁目５番４号
再生債務者　全国水産加工業協同組合連合会
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第９８号
東京都中央区日本橋人形町３丁目５番４号
人形町ＭＳ－２ビル５階
再生債務者　全水加工連販売株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３号
東京都中央区銀座５丁目４番６号
再生債務者　株式会社吉祥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１６号
名古屋市中区丸の内２丁目17番30号
再生債務者　株式会社パブリツク．ベンド．サービス
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１８号
東京都台東区浅草６丁目40番７号
再生債務者　コンパニオン製靴株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２３号
新潟県西蒲原郡弥彦村美山6558番地
再生債務者　株式会社ミヤマデリカ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３２号
埼玉県朝霞市根岸台５丁目６番１―501号
再生債務者　遠藤　康史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３３号
東京都渋谷区初台２丁目29番３―404号
再生債務者　遠藤　郷史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月３日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
山形県酒田市宮海字明治80番地の２
再生債務者　升川製材株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年７月４日　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（再）第５号
東京都豊島区巣鴨１丁目43番１号
再生債務者　モダンプラスチックス工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第９号
神奈川県川崎市川崎区境町10番11号
再生債務者　大栄建設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年７月３日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第９１号
千葉県船橋市金杉８丁目９番25―405号
再生債務者　佐川　菜美
１　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月７日から平成24年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１１１号
千葉県市川市幸２丁目５番１―702号　行徳南スカイハイツＣ棟
再生債務者　小林　明美
１　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月７日から平成24年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１２３号
千葉市中央区都町1016番地２サンハイツ102号
再生債務者　月川健太郎
１　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月７日から平成24年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係